

パブリック・コメントの結果について

1 意見照会期間 平成26年9月11日(木)から10月10日(金)まで

2 意見提出件数 48件(22名)

【内訳(提出人数ベース)】

(1) 提出の方法

メール	FAX	郵送	合計
22	0	0	22

(2) 性別

男性	女性	不明	合計
10	7	5	22

(3) 年代別

~20代	30代	40代	50代	60代	70代~	不明	合計
2	5	6	1	3	1	4	22

(4) 地域別

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	不明	合計
7	6	0	1	3	2	3	22

(5) 職業別

会社員	パート	主婦	学生	無職	不明	合計
12	1	3	1	3	1	22

3 意見の概要と県の考え方

別紙のとおり

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
全体	<p>全体としては小さな政府を目指す従来型の流れの延長線にある内容となっている。次期行革の大きな「新鮮味」が読み取れない。</p>	<p>「あいちビジョン 2020」に位置づけた、これからの地域づくりを支える行財政体制の確立に向け、改革の視点として、従来型の量的削減だけではなく、「県の持てる経営資源（人材、資産、財源など）をフル活用」すること、「民間・地域の総力を結集」すること、また、県が果たすべき役割を根源的に問い直し、しっかりと見定めた上で、経営資源を集中する（選択と集中）ため、「たゆまぬ見直しで持続できる財政運営」を図ることを改革の視点としております。</p>
	<p>人員削減、コスト縮減だけでは「あいちビジョン 2020」の推進は困難であるので、少数精鋭で取り組む事項、増員や新組織の整備により取り組む事項などを具体的に記載すると共に、県全体としての生産性を高める取組を明示すべき。</p>	<p>重要な政策課題について、複数の部局にわたる総合的、一体的な検討・立案が必要な場合にプロジェクトチーム方式を積極的に活用することを明示しております。</p> <p>また、中京大都市圏づくりやグローバル展開、観光・スポーツなど世界から人を惹きつけるための重要プロジェクト、日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成を、スピード感を持って戦略的に推進していくため、平成 27 年度から本庁組織の一部を見直すことを明示しております。</p> <p>生産性向上に向けては、人材の育成・活用、県有資産の活用、民間活力の活用、業務の効率化等の取組について明示しております。</p>
	<p>生産性の向上には、ある程度余裕がある方が結果として成果が出るという考え方もあるのではないか。</p>	<p>今ある経営資源（人材、資産、財源など）をフル活用して生産性を高めるほか、業務の効率化や仕事の質の向上に向けた取組を行うなど生産性の向上を図ります。</p>

中間取りまとめ該当箇所		意見の概要	県の考え方
II	改革の取組方向	地方の衰退が懸念されている中、地方財政の枠組み変更を国と議論するなど、地域の自主自立を目指す姿勢が欲しい。	地方分権の推進に向けて、全国知事会と連携した国への提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組みます。また、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどについて、国へ働きかけてまいります。
		数値目標は、例えば、プライマリーバランスの目標や、適正職員数との乖離状況の指標化など、新しい行革としての性格が読み取れるものを設定して欲しい。	主要取組事項 10 本の柱の方向性を表す中間的な指標群として 50 の「進捗管理指標」を新たに設定したほか、「県の持てる経営資源をフル活用」するという改革の視点に基づき、「女性管理職の割合」や「公の施設の利用者数」などの新たな数値目標を設定した。
III 1	人材の育成・活用とワーク・ライフ・バランスの推進	専門能力の高い人材を育成するためには、例えば、現場感のある政策形成能力など、県職員に欠けている能力を明示し共有すべき。	業務上必要な能力は職務内容により様々ですので、業務を通じてその向上を図りながら、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討・推進してまいります。
		質の良い人材確保のためには、給与、職場環境など相応の処遇と、市民、県民に対してもっと顔が見えるような仕事ぶりのアピールが必要である。	職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による地域づくり活動の推進などに取り組むほか、県職員の働きぶりなど県職員の魅力を発信する PR の強化等に取り組んでまいります。
		行政ニーズが多様化し、行政職員に求められる能力も高度に専門的になっているため、即戦力となる人材を、民間からより幅広く受け入れるべきである。	平成 20 年度から民間企業などの職務経験者の採用を実施しておりますが、民間で培った専門性を公務に活用するため、引き続き、民間人材の採用を推進してまいります。

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
	<p>女性の活躍促進について、社会全体をリードしていくためにも、県は思い切って高めの目標を設定すべき。</p>	<p>キャリア支援や、管理職及び役職ポスト等への登用などを進め、男性職員と同様に女性職員が県行政のあらゆる分野で活躍する組織を目指します。(平成32年度までに管理職に占める女性の割合を10%にまで引き上げる目標を設定)</p>
	<p>女性の活躍促進で重要なのは、女性を登用することではなく、管理職志向の女性を増やしていくことである。</p>	<p>女性を含む全ての職員が働きやすい職場環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進しながら、女性職員の職域の拡大、役職ポストへの登用を進め、管理職として活躍を志向する女性職員を増やしてまいります。</p>
	<p>女性の活躍促進のために、育児で退職した職員を再雇用するのが良い。</p>	<p>民間企業と比較して、本県の場合、子育て支援制度を充実してきたため、出産・育児を理由に退職する職員は少なく、定着が図られていることから、現時点では、再雇用を検討する必要性は少ないものと考えております。</p>
	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進のために、テレワークの導入や早朝残業の奨励を考えてはどうか。</p>	<p>県民サービスに影響を与えることのないよう留意しながら、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進などにより、総勤務時間の縮減を図るほか、時差勤務の取得要件の拡大やフレックスタイム制、テレワークの導入など多様で弾力的な働き方を検討・推進してまいります。</p>
	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進のために、金曜日を半ドンにするぐらいの取組が必要である。</p>	<p>同上</p>

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方	
		<p>女性職員が仕事を続けられるようにするため、ワーク・ライフ・バランスをしっかりと確保すべき。</p>	<p>時間外勤務の縮減に向けて、長時間勤務を良しとする気風を改めるなど、職員の意識改革や業務のさらなる効率化を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実践するための休暇や育児休業等の利用促進を図るなど、働きやすい職場環境の整備を行ってまいります。</p> <p>また、時差勤務の取得要件の拡大やフレックスタイム制など多様で弾力的な働き方を検討・推進してまいります。</p>
	<p>残業を禁止（強制消灯）することで、残業ゼロを実現するといった民間企業の取組を参考にしてはどうか。</p>	<p>時間外勤務の縮減に向けて、職員の意識改革や業務のさらなる効率化など、民間企業の取組も参考としながら、より実効性の高い方策を検討します。</p>	
	<p>残業を管理職だけにするとといった民間企業の取組を参考にしてはどうか。</p>	<p>同上</p>	
III 2	組織の活性化	<p>「あいちビジョン 2020」を推進する組織体制、人員確保は、例えば「観光」など具体的にどの部分に焦点を当てるのか言及した方が良い。</p> <p>観光を積極的に推進する組織体制とすべき。</p> <p>県の地方機関は原則廃止し、市町村へ事務移管することを検討してはどうか。</p> <p>県の試験研究機関の固有の成果を公表して欲しい。</p>	<p>中京大都市圏づくりやグローバル展開、観光・スポーツなど世界から人を引きつけるための重要プロジェクト、日本の成長をリードする産業の革新・創造拠点の形成を、スピード感を持って戦略的に推進していくため、平成 27 年度から本庁組織の一部を見直すことを明示しました。</p> <p>同上</p> <p>県民ニーズに対応しながら、地方分権の進展や、県と市町村の役割分担を踏まえ、地方機関のあり方を随時見直してまいります。</p> <p>試験研究の目標を掲げた上で実績評価を行う P D C A サイクルを確立します。</p>

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
III 3 職員定数と給与の適正管理	定数削減について、明確な方針を明示した方が良い。	(知事部局等と教育の事務部門) 職員定数の管理については、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮減等に取り組み、適切な人員配置に努めてまいります。
	少子化で子どもが減ることが明らかであれば、教員数も減らすことが当然ではないか。	児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努めてまいります。
	これまでの行革による職員定数の削減により、職場の人的環境はかなり厳しい状況にあるため、本来の県民サービスが滞ることがないように人員を確保していくことを前提に、増やすべきところは純増するべき。	(知事部局等と教育の事務部門) 職員定数の管理については、重要施策を推進するため必要な人員を確保しながら、これまでスリム化してきた成果を後戻りさせることのないよう、引き続き事務事業の廃止・縮減等に取り組み、適切な人員配置に努めてまいります。 また、県庁全体として業務量に応じた最適な人員配置となるよう、部局や所属間の再配置を積極的に推進してまいります。
	賃金・労働条件については、職員組合と県との交渉に影響を及ぼす具体的事項を次期行革大綱に掲げることは適当ではない。	行革大綱における「給与の適正管理」については、大綱期間中に検討すべき取組方針を記載したものであり、具体的に、賃金・労働条件の見直しを実施する際には、必要な交渉を行うものと考えております。
III 4 県有資産の活用	行政の施設は安全第一であり、安全のために必要な投資はしっかりすべき。	県民の安全・安心を第一としつつ、予防保全型の維持管理による長寿命化を推進し、経費を最大限軽減・平準化するための仕組みを順次導入します。
	老朽化が進んでいる施設は、建替をせずに、思い切って廃止すべき。	社会状況の変化を踏まえ、あるべき行政サービス水準を検討し、役割を終えた施設等については廃止・集約化するなど、資産規模の適正化を図ります。

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
	<p>経営資源のフル活用のためには、本当に必要な施設数や規模を整理することが不可避であり、例えば、県立高校や県営住宅は人口減少の中で余剰を削減する必要があることを明示すべき。</p>	<p>同上</p>
	<p>中部空港ができた今、小牧空港は早く閉鎖すべき。</p>	<p>県の公の施設については、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点に加え、新公会計制度により精緻に把握したコスト構造や敷地・施設の活用状況も踏まえた総点検を行うとともに、常に県民・利用者のニーズにあったサービスが提供できるよう努め、利用拡大を図ります。</p>
	<p>豊橋にある駐車場の「もぐらパーク西」を県の施設の見直し対象とすべき。また、県が駐車場を運営する必要はなく、民間に任せて採算がとれなければ廃止すべき。</p>	<p>同上</p>
	<p>名古屋市との二重行政(市営住宅と県営住宅、名古屋市内の県管理の都市公園など)への対応を記載すべき。</p>	<p>県の公の施設については、県としての存置の意義、利用率などの観点に加え、新公会計制度により精緻に把握したコスト構造や、敷地・施設の活用状況を含めた総点検を行い、必要に応じて、廃止・民営化・地元移管や、運営形態の見直し等を進めてまいります。</p> <p>県営都市公園については、名古屋市内で県として管理する意義が薄れている公園の名古屋市への移管協議を進めてまいります。</p>
	<p>県が名古屋市内に持っている施設は全て名古屋市に移管し、管理を効率化し、過剰な施設を整理すべき。</p>	<p>同上</p>

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
III 6 地方分権と自治体間の連携の推進	<p>中京都の形成を目指し、財源移譲を含む地方分権を推進するなど、県としてより踏み込んだ姿勢が必要ではないか。</p>	<p>地方分権や地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による機運の醸成を図ってまいります。また、地方分権の推進に向けて、全国知事会と連携した国への提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組みます。さらに、国から地方への事務・権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどについて、国へ働きかけてまいります。</p>
	<p>愛知県の市町村合併について、県が積極的に指導する姿勢を打ち出す方が良い。</p>	<p>市町村合併は、地方自治の根幹に関わる事項として市町村の判断に基づくものであり、自主的・主体的に市町村合併を選択する市町村や、様々な広域連携を検討する市町村に対して支援を行ってまいります。</p>
	<p>市町村支援について、例えば、パスポートを各市町村で受け取れるようにするなど、県の指導により効果が期待できる事項があるのではないか。</p>	<p>市町村の人口規模に応じて県が策定した移譲モデルに基づき、権限移譲を引き続き推進してまいります。</p>
	<p>市町村への権限移譲を進めるべき。例えば、パスポートや免許の発行は全市町村で行うようにする。</p>	<p>同上</p>
III 7 地域との連携・協働の推進	<p>地域との連携について、大きな事業で大企業や大学、専門家を結びつけるなど、県にしかできない形で存在感を発揮すべき。</p>	<p>県民の参加による会議・イベント・施設の企画・運営など、県民・地域団体等との連携・協働を推進します。</p>
	<p>職員の地域理解を深めるため、職員がNPOや地域などの社会貢献活動に参加するための休暇制度を設けるべきではないか。</p>	<p>既存のボランティア休暇（1年度につき5日以内）の周知を図るとともに、職員の地域理解に向けて、NPOとの協働事業の推進や県民の参加による会議・イベントの企画・運営、住民との協働による地域づくり活動、企業が自ら行う社会貢献活動との連携を推進します。</p>

中間取りまとめ該当箇所	意見の概要	県の考え方
	<p>県の事業や資産を分かりやすい形で公開し、企業が自由に提案できるようにしたらどうか。</p>	<p>県が保有する様々な行政情報を二次的に加工しやすい形で民間に開放（オープンデータ）し、自由に活用してもらうことで、社会的な課題解決や、地域経済の活性化に寄与してまいります。</p>
	<p>県の果たすべき役割について、市町村との違いが分かるように記載すべき。</p>	<p>県と市町村の役割分担として、「県は、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務、一般の市町村が処理することが適当でない事務を担う。市町村は、政令市・中核市・市・町村の規模等応じて、県が処理するもの以外の地方公共団体の事務を担う。」ことを明記しました。</p> <p>また、「事務事業の積極的な見直し」において、行政の中で「国・県・市町村」の役割分担を明確化した上で、県が果たすべき役割を、毎年度根源的に問い直してまいります。</p>
	<p>現場職員が実感しているBPR（会議が多い、決裁のプロセスが長いなど）に焦点を当て、仕事の進め方の改善に触れるべきではないか。</p>	<p>全庁共通業務について、合理性、必要性、簡素化といった観点から、プロセスを徹底的に見直し、コストや業務量の縮減を図ることを明記しました。また、具体的な取組として、庁内における一層スピーディな意思決定や、責任の明確化を図るため、決裁権限の下位委譲や、決裁文書における協議範囲の見直しを行うことを明記しました。</p>
	<p>グッドジョブ運動での取組を積極的に公開すべき。</p>	<p>全職員に提案のあった全ての取組を公開し、情報を共有していますが、マネされた優秀な取組の見える化を図るなど、運動の一層の定着・拡大を図るための環境整備を行います。また、庁外に対しても優秀取組等を積極的に公開してまいります。</p>
	<p>職員提案制度について、より多くの提案が行われるように、制度の改善が必要ではないか。</p>	<p>副知事が改善現場に出向いての表彰実施、マネされた優秀な取組の見える化、上司等による他薦の導入など、提案のモチベーション向上を図り、運動を一層定着・拡大させるための環境整備を行ってまいります。</p>

中間取りまとめ該当箇所		意見の概要	県の考え方
III 9	公営企業や第三セクターの経営改善	県が保有する外郭団体の株式や債権について、団体の経営が軌道に乗った際には売却すべき。	県関係団体や第三セクター等について、経営状況を点検・評価するなどして、自立的かつ健全な経営を促進します。
		信託方式はバブル期とは異なり、県にメリットがないのではないかと。行政目的でない資産は、売却した方がよい。	県有地の信託については、資産の有効活用の面において支障が生じないように、信託の制度に則して、事務の処理状況を点検してまいります。
III 10	持続可能な財政基盤の確立	借金は減らさなくていいのか。	財政指標を健全な水準に維持できるよう、特例的な県債を除いた通常の県債残高の抑制に取り組みます。
		臨時的、緊急避難的措置を講じる必要がないよう、財政基盤を確立すべき。	財源の確保に努めることにより、臨時的・緊急避難的措置である基金（取崩し型基金、果実運用型基金）からの繰入運用について、健全な財政運営の観点から解消してまいります。 臨時の財源対策を極力抑制しながら、赤字に陥らないことはもちろんのこと、地方財政健全化法における財政指標を健全な水準に維持していきます。
		県の基金について、安全な範囲で運用を拡大すべき。	減債基金（満期一括償還分）について、基金残高が年々増加していることから、長期債券のラダー型運用を拡大することにより、債券運用益を拡大させるとともに、減債基金以外の基金について、より効率的な運用のため、基金ごとの個別運用から一元的な運用への移行に向けて検討してまいります。
		資金調達について、従来型的手法に加えて、多様な手法を弾力的に活用すべき。 金融の専門家の知恵を入れて、県の資金調達コストの軽減を図る努力をすべき。	県債発行の中心である市場公募債については、その平準化、発行年限及び条件決定方式の多様化、IR活動の充実、複数の格付取得の維持に取り組みます。また、銀行等引受債については、金利負担にも注意しながら、借換を要しない20年程度の定時償還債を積極的に活用し、県債残高の上昇幅を抑制します。